

第4 液化石油ガス法

1 用語の定義

- (1) 容器とは、高圧ガス保安法第41条第1項に規定されたものをいう。
- (2) バルク貯槽とは、高圧ガス保安法の特定設備検査合格証を有するもので、安全弁、液面計及び過充てん防止装置等の附属機器が設置され、附属機器がふた付きプロテクターで保護されたもので、地盤面に対して移動することができないものをいう。
- (3) 第一種保安物件とは、学校、病院、収容人員300名以上の劇場等、収容人員20名以上の老人福祉施設等、百貨店など不特定多数の者を収容する建築物でその用途部分の床面積が合計1,000㎡以上のもの、重要文化財、博物館及び1日に2万人以上の者が乗降する駅をいう。
- (4) 第二種保安物件とは、第一種保安物件以外の建築物であって、住居の用に供するものをいう。
- (5) 民生用とは、LPガスを生活の用に供する一般消費者及び暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者、蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者が消費することをいう。(飲食店、旅館、クリーニング、理容、病院等)
- (6) 工業用とは、民生用以外のものをいう。(発電機用燃料、コインランドリー、タクシーの燃料等)
- (7) 火気とは、一般に火をいい、ライターやマッチの火、タバコの火、焚火、ストーブの火、自動車のエンジンの火花などが含まれる。また、電気設備において次のいずれか以上に該当するものは火気となる。
- (ア) 直接裸火をもつ。
- (イ) 320℃より高温となる部分がある。
- (ウ) 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギー以上である。或いは接点が密封されておらず、電気火花が外に出る。
- (8) 火気取扱施設とは、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれない。

2 設置に係る基準

下記の区分に応じ、保安物件や火気等との距離を確保すること。

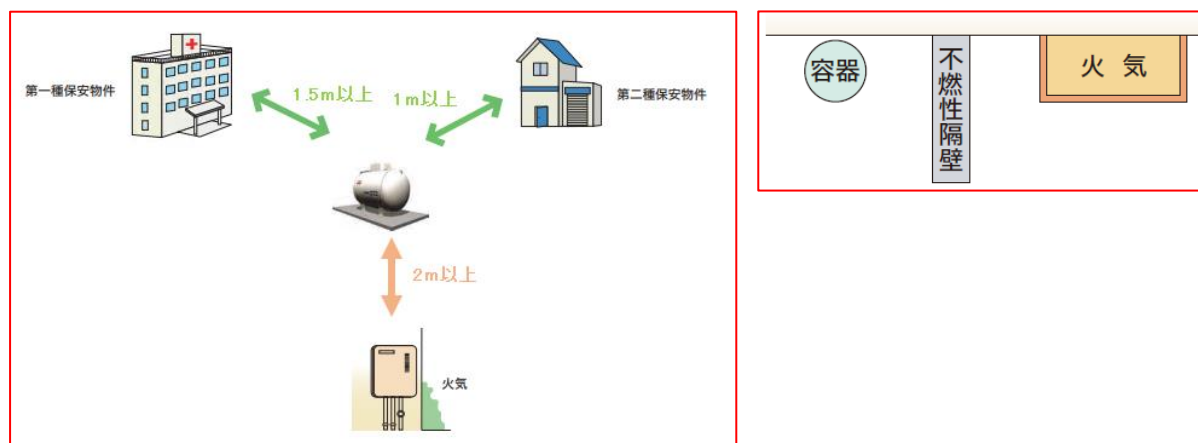
なお、液化石油ガス保安法に係る詳細事項については、指導課保安係と計画段階で速やかに協議すること。

- (1) 1,000kg未満のバルク貯槽による貯蔵設備(液化石油ガス法 規則第19条)

保安物件に対する距離	1 第一種保安物件に対する距離 ・1.5m以上とすること。 ・1.5m未満の場合は、下記に適合させること。 ①告示で定める構造壁又はこれと同等以上の壁の設置 ②建築物の壁が上記①と同等以上 ③バルク貯槽を地盤面下に埋設
	2 第二種保安物件に対する距離 ・1m以上とすること。

	・1m未満の場合は、下記に適合させること。 ①告示で定める構造壁又はこれと同等以上の壁の設置 ②建築物の壁が上記①と同等以上 ③バルク貯槽を地盤面下に埋設
火気に対する距離	・火気との距離は、2m以上とすること。 ・火気との距離が2m未満の場合は、火気を遮る措置を講じること。（流動防止用不燃性隔壁の設置）
設置場所	屋外に設置すること。
接触防止措置	自動車等車両が接触しない措置として、壁、フェンス、車止め等を設置すること。

図 1 - 1



(2) 1,000 kg未満の容器による貯蔵設備（液化石油ガス法 規則第18条）

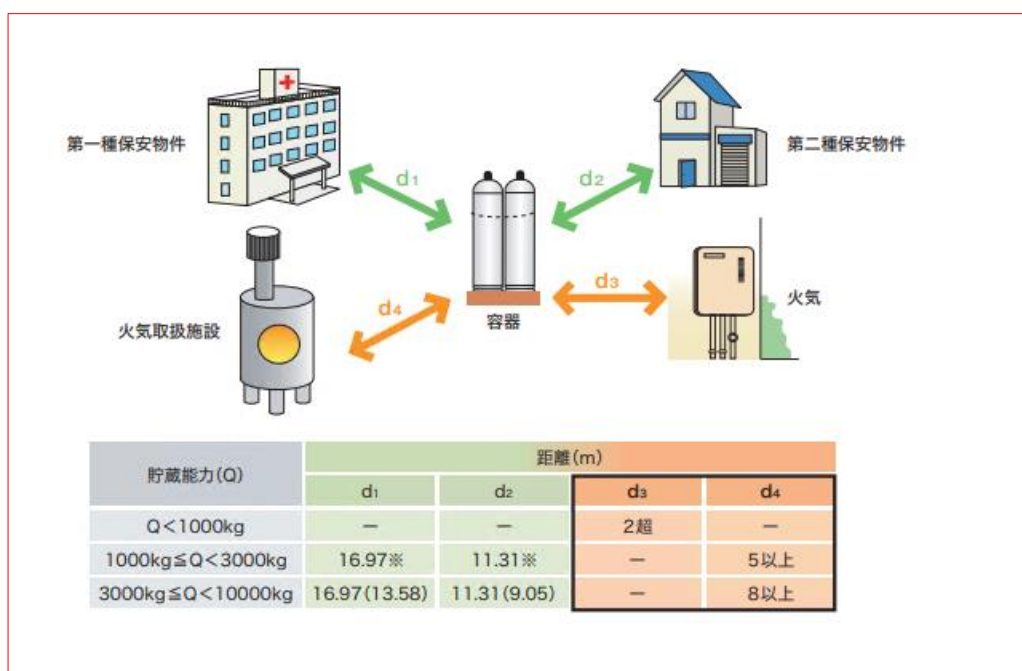
火気に対する距離	・火気との距離は、2m以上とすること。 ・火気との距離が2m未満の場合は、火気を遮る措置を講じること。（流動防止用不燃性隔壁の設置）
設置場所	屋外に設置すること。
転倒転落防止措置 損傷防止措置	・チェーン掛けを講じること。 ・落下物に対する措置を講じること。
温度40℃以下	容器を40℃以下に保つこと。（屋根を設ける等）

(3) 1,000 kg以上を超え 3,000 kg未満の容器による貯蔵設備（液化石油ガス法 規則第18条）

保安物件に対する距離	Ⅰ 第一種保安物件に対する距離 ・16.97m以上とすること。 ・16.97m未満の場合は、下記に適合させること。 ①第一種保安物件方向に対し、障壁等を設置すること。 ②第一種保安物件に対する斜角に対し、鉄パイプ、丸等を設置すること。
------------	---

	2 第二種保安物件に対する距離 ・11.31m以上とすること。 ・11.31m未満の場合は、下記に適合させること。 ①第一種保安物件方向に対し、障壁等を設置すること。 ②第一種保安物件に対する斜角に対し、スパンドメタル等を設置すること。
火気取扱施設に対する距離	・火気取扱施設からの距離は、5m以上とすること。 ・火気との距離が5m未満の場合は、火気を遮る措置を講じること。（流動防止用不燃性隔壁の設置）
さく、へい	さく、へい等を設置すること
屋根又は遮蔽板	不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮蔽板を設置すること。
転倒転落防止措置 損傷防止措置	・チェーン掛けを講じること。 ・落下物に対する措置を講じること。
消火設備の設置	消火器（能力単位：A－4、B－10以上）を設置すること。

図 1－2



(4) 500kg 未満のバルク貯槽及び容器による貯蔵（工業用）

（高圧ガス保安法 液石則 第19条）

火気に対する距離	・火気からの距離は、2m以上とすること。 ・火気との距離が2m未満の場合は、火気を遮る措置を講じること。（流動防止用不燃性隔壁の設置）
転倒転落防止措置 損傷防止措置	・チェーン掛けを講じること。（容器に限る。） ・落下物に対する措置を講じること。（屋根等、容器に限る。）

消火設備の設置	消火器（能力単位：B－10以上）を設置すること。
温度40℃以下	容器を40℃以下に保つこと。（屋根を設ける等、容器に限る。）

（5）量に関わらず、バルク貯槽及び容器による消費（工業用）

（高圧ガス保安法 液石則 第58条）

火気に対する距離	・火気との距離が5m未満の場合は、火気を遮る措置を講じること。 （流動防止用不燃性隔壁の設置）
消火設備の設置	消火器（能力単位：B－10以上）を設置すること。
ガス検知器の設置	ガス検知器を設置すること。
静電気除去の設置	静電気除去を設置すること。

3 届出

下記の表の区分に応じ、申請・届出すること。

	貯蔵量	申請・届出の種類	届出先
（容器） 民生用	300kg 以上 500kg 以下	①圧縮アセチレン届	○管轄署予防係
	500kg を超え 3,000kg 未満	②設備工事届	◎指導課保安係
	3,000kg 以上	③貯蔵施設等許可	◎指導課保安係
（貯槽） 民生用	300kg 以上 500kg 以下	①圧縮アセチレン届	○管轄署予防係
	500kg を超え 1,000kg 未満	②設備工事届	◎指導課保安係
	1,000kg 以上	③貯蔵施設等許可	◎指導課保安係
工業用	300kg 以上 3,000kg 未満	①圧縮アセチレン届	○管轄署予防係
	3,000kg 以上 10,000kg 未満	④二種貯蔵届（＋特消届）	◎指導課保安係
	10,000kg 以上	⑤一種貯蔵許可（＋特消届）	◎指導課保安係

①圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書（消防法 第9条の3）

②液化石油ガス設備工事届書（液化石油ガス法 第38条の3）

③貯蔵施設等設置許可申請書（液化石油ガス法 第36条）

④第二種貯蔵所設置届書（高圧ガス保安法 第17条の2）

（＋特定高圧ガス消費届書、消費しない場合→不要）（高圧ガス保安法 第24条の2）

⑤第一種貯蔵所設置許可申請書（高圧ガス保安法 第16条）

（＋特定高圧ガス消費届書、消費しない場合→不要）（高圧ガス保安法 第24条の2）